

## ワカメ養殖漁業権に係る漁場計画案について

鳥取県漁協青谷支所及び福部支所は、平成28年11月から以下の漁港内でワカメ養殖をする予定のため、区画漁業権の取得を希望している。

### 【岩戸漁港】

実施者：海女を核とした鳥取県漁協福部支所内の生産グループ

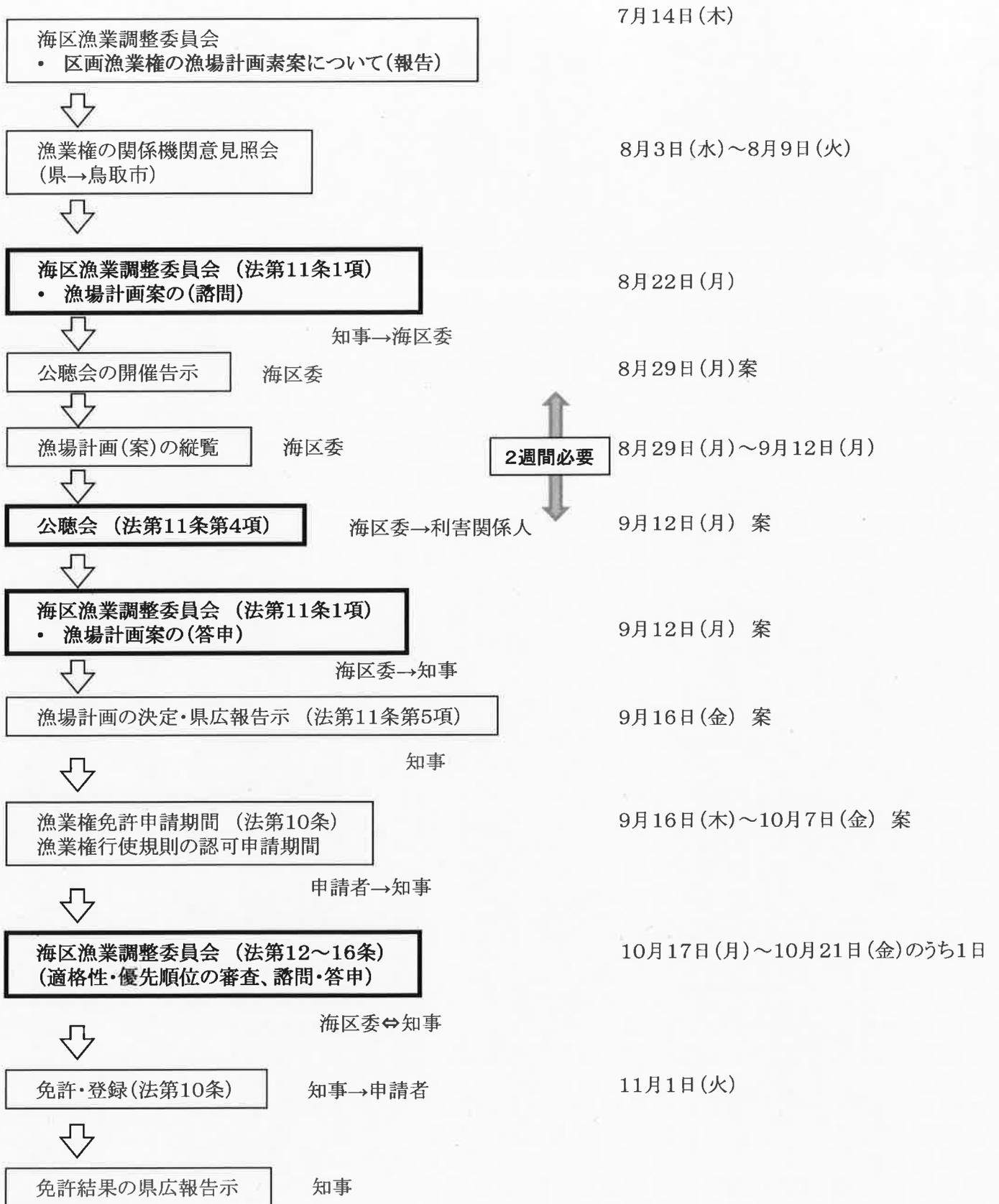
経緯・理由：高齢化・後継者不足が進む福部支所において、平成27年度から導入を進める海女を核とした活性化策の一環として冬季の収入源を創出するため。

### 【長和瀬漁港】

実施者：鳥取県漁協青谷支所

経緯・理由：支所の収益向上を目的に同漁港内で試行してきたワカメ養殖試験で生産・販売の可能性を得たことから、今後、事業化に移行するため。

## 漁業権免許までの今後のスケジュール





受農林第 256 号  
平成28年 8月 4日

鳥取県農林水産部長 様

鳥取市長 深澤 義彦



海面漁業権の免許内容に関する意見について (回答)

平成28年8月3日付第201600073230号で照会のあったことについて、以下のとおり回答します。

1. 検討区域は、漁港区域内の水域ですので、占用許可を取得してください。
2. 漁業権設定区域内の維持管理は漁業権者で行ってください。
3. 漁港管理上必要な場合には、漁業権者の責で移転等を行ってください。

諮 問

鳥取県海区漁業調整委員会

海面漁業権の免許の内容等について別紙のとおり漁場計画（案）を策定しましたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により諮問します。

平成28年8月10日

鳥取県知事

平 井 伸 治



# 鳥取県海面漁場計画（案）

平成28年8月

鳥 取 県

公示番号 海区第16号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から3月31日まで

イ 漁場の位置 鳥取市青谷町長和瀬地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(エ)を直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域

基点第34号 長和瀬漁港東防波堤灯台

(ア) 基点第34号から209度(真方位)116メートルの点

(イ) 基点第34号から202度(真方位)118メートルの点

(ウ) 基点第34号から207度(真方位)167メートルの点

(エ) 基点第34号から212度(真方位)165メートルの点

(2) 免許予定日 平成28年10月28日

(3) 申請期間 平成28年9月22日から10月7日まで

(4) 地元地区 鳥取市青谷町

(5) 制限又は条件

ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成28年11月1日から平成30年8月31日まで

# 海区第16号(長和瀬漁港)

基点第34号



2 公示番号 海区第17号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から3月31日まで

イ 漁場の位置 鳥取市福部町地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(エ)を直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域

基点第35号 岩戸漁港北防波堤灯台

(ア) 基点第35号から119度(真方位)110メートルの点

(イ) 基点第35号から102度(真方位)110メートルの点

(ウ) 基点第35号から112度(真方位)215メートルの点

(エ) 基点第35号から123度(真方位)182メートルの点

(2) 免許予定日 平成28年10月28日

(3) 申請期間 平成28年9月22日から10月7日まで

(4) 地元地区 鳥取市福部町

(5) 制限又は条件

ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成28年11月1日から平成30年8月31日まで

